

令和7年度 第3回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ  
議事録

■ 日時

令和8年2月12日（木）13:00 – 13:45

■ 場所

オンライン（Microsoft Teams）

■ 配布資料

令和7年度第3回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ議事次第

資料1：熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の主な変更点

資料2：熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針（案）

資料3：熱中症による死亡者数について

■ 議事録

1. 開会	
環境省（富澤）	本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より、「令和7年度第3回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ」を開催いたします。司会を務めます環境省の富澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 初めに、2月1日付で熱中症対策室長に着任しました高山より、ご挨拶を申し上げます。
環境省（高山）	皆様こんにちは。今月1日付で熱中症対策室長に着任いたしました高山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
環境省（富澤）	ありがとうございます。それでは、以後の議事進行は、岡座長にお願いできればと存じます。 岡座長、どうぞよろしくお願いいたします。
2. 議事	
（1）熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の改定案	
岡座長	ありがとうございます。国立環境研究所の岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 本日、第3回となります。委員の皆様におきましては、引き続き、活発なご議論をよろしくお願いいたします。 それでは、早速ですが、議題に移らせていただきたいと思います。 1つ目の議題といたしまして、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の改定案となります。環境省からご説明のほどよろしくお願いいたします。

<p>環境省（高田）</p>	<p>では、資料1を映させていただきます。資料1では主な変更点を示しています。</p> <p>まず主な変更点としては、熱中症特別警戒情報の発表基準に関して、第1回と第2回のワーキング・グループで検討いただきましたので、その内容を反映したいと思っております。これまで熱中症特別警戒情報は、すべての暑さ指数情報提供地点が35以上の場合となっておりますので、この文言の後に「(気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。)」と追記する予定です。気候変動適応法施行規則に第2回のワーキング・グループのときに決めました13県24地点を別表として情報提供地点の欄に記載される予定ですので、そちらを参照いただくことを考えております。</p> <p>2点目としては、これまで熱中症特別警戒情報は、先ほどのように全ての暑さ指数情報提供地点において35以上となることが予測される場合に発表となっておりますが、その状況に該当しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による人の健康にかかる重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合に発表となっております。こちらは令和5年度のときに基準までは決められず、令和6年4月以降も発表基準の検討を行うとなっております。令和6年のワーキング・グループにおいて委員の先生方にご検討いただきましたところ、定量的な基準を導き出すことができず、熱中症対策推進検討会において、「それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、発表の有無を判断」ということにされましたので、この文章をそのまま差し替えということにしたいと思っております。</p> <p>次の変更点としては色のこととなります。令和3年から5年において熱中症警戒情報を赤色で表示しておりました。この色の議論を行いましたところ、令和5年の内容である、「現行の熱中症警戒情報の状況においても」とか、「正しく表示されない可能性もある」、というような記載がそのまま残っております。こちらは令和6年度と令和7年度は熱中症予防情報サイトで熱中症警戒情報を紫色、熱中症特別警戒情報を黒色で、示しておりますので、「(1)背景」を削除して、背景で引用していたガイドラインや学会の指針を文章の最後に記載する、ということにさせていただけたらと思っております。</p> <p>最後、指針全般としては、より分かりやすい表現とするべく適正化を行った、というところになっております。</p> <p>内容に関しましては指針を見ていきたいと思えます。資料2をご覧くださいましたらと思えます。1ページの背景では、熱中症対策実行計画において記載されているものであることを追記いたしました。</p> <p>3ページになります。令和5年度のときに大量搬送の定義を決めておりましたので、その詳細の記載を追記しております。また、熱中症警戒情報の発表のタイミングについて、少し読んだときに分かりづらいところがあったかと思えますので、分かりやすく記載を整理しております。内容に関する変更はございません。</p> <p>5ページになります。熱中症特別警戒情報の発表基準、先ほどご説明しましたよう</p>
----------------	--

に「(気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。)」という記載を追記したいと思っております。また、先ほど示しましたように、自然的社会的状況に関する発表基準に関しましては、熱中症対策推進検討会で示された文章に差し替えを行っております。

6ページの参考のところですが、こちらは記載の整理をただけ、となっております。内容の詳細が記載されていましたが、このような詳細の部分は少し削除して、参考資料の方で参照していただけたらと思っております。

また運用期間の記載に関しましては、令和6年度・令和7年度と、こちらの指針案の文章にてワーキング・グループで示しておりますので、ワーキング・グループの記載に揃えております。令和7年度までの実績では5月12日の八重山地方が一番早かったということがあります、今後も運用期間等のあり方について引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。

8ページにおきましては、先ほどお示しましたように、色についての背景が少し長く記載されていますので、そちらの方を削除して、文章中の最後にガイドライン及び指針の記載を参照として記載しております。

続きまして、各フェーズにおける対応が書かれております。14ページ、少し大きく変更したように見えますが、キーメッセージの記載の順番に揃えたところ、あとは令和6年度にメール配信サービスの文章は一般の方により分かりやすい文章の方がよいらろうということで記載の整理をしておりますので、そちらに揃えております。

こちらがフェーズごとの行動の整理表になっております。熱中症警戒情報が発表されたときにご注意いただきたい方を多数記載しておりますが、こちらは高齢者や子ども、持病のある方等はお気を付けいただきたい、というようにまとめております。その他は記載の順番を変えたなど整理しただけとなります。

21ページはキーメッセージを示しています。先ほどのようにメール配信サービスと同様の記載に整理しただけとなっております。

22ページからは法律の文言を書いております。下の方にある「(2) 気候変動適応法施行規則」に関しまして、情報提供地点の説明は第1号においても同じである、また先ほどのように、すべての情報提供地点には、「(別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。)」ということの追記を検討しておりますので、この後、省令改正の作業を進めていくことになっております。

25ページからは、暑さ指数の予測値の算出について書かれています。こちらは文言の修正程度で内容の修正はございません。

30ページからは、熱中症警戒情報が発表されたときのキーメッセージが書かれております。先ほどと同様に記載の整理をただけとなっております。

また、「熱中症警戒アラートとは」というところで、これまで黒球の付いた機器で独自で測定することをお勧めしておりましたが、熱中症警戒情報の出ている中で熱中症予防情報サイトをかなり多くの皆さんがアクセスしてくださっておりますので、

	<p>熱中症警戒情報の際には熱中症予防情報サイトの身近な地点を参照いただきたいということで追記をしております。</p> <p>その他の部分は、熱中症の解説等は記載の整理のみとなっております。</p> <p>こちらの「参考」に関しても同じように記載の整理となっております。</p> <p>34 ページからは熱中症特別警戒情報が発表されたときに提供する情報です。キーマッセージは先ほどと同様に記載の整理となっております。またその枠の下、「熱中症特別警戒アラートとは」というところが、「全ての暑さ指数情報提供地点」とありますので、注記を（）で記載している、というところになっております。35 ページ、36 ページ等は記載の整理のみとなっております。</p> <p>39 ページですが、本指針が令和 6 年 2 月に公表しておりますが、その時には事務連絡の後に通知を発表する予定でした。ですが、通知だけでいいだろうという話になっておりますので、通知のみにしたというだけになっています。</p> <p>また、本指針を公表した 2 月の時点よりもより詳細な通知の本文になっているというところですか。</p> <p>そして、41 ページ以降はかなり詳細に説明を書いていたのをより見やすくしたというところで、内容に関してはすべて変わらないというところになっています。</p> <p>以上が指針の変更点になります。</p>
岡座長	<p>ご説明ありがとうございました。今一度、資料 1 を確認いたしますと、ご説明いただいた内容といたしましては、4 点あったと思います。まず 1 つ目が、前回ご議論いただいて決定しました参照しない地点に関するご説明がございました。1 ページ目の 2 つ目につきましては、停電戸数および断水戸数の扱いに関するご説明がございました。2 ページに参りまして、3 つ目といたしましては色の箇所にかかる記載を実情に合わせた記載への変更というご説明がございました。最後の 4 つめ目は、指針全般については内容の変更というよりも、分かりやすさを重視した改訂というところで、ご説明いただいたところがございます。少し文量の多いところでもございますが、委員の先生方におきまして、コメント、ご質問等ございましたら、いただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>小野委員、お願いいたします。</p>
小野委員	<p>今、別表の話もありました。こういったものが、ホームページ等で公表されるまでのスケジュール感はどんな感じになるのでしょうか。</p>
岡座長	<p>環境省、お願いいたします。</p>
環境省（高田）	<p>ご質問ありがとうございます。先ほどのように、気候変動適応法施行規則の改正を、これからパブリックコメントで意見を集めたいと思っております。また、運用期間は 4 月の第四水曜日からということを決めていただきましたので、その前には、施行規則の公布、その後この指針を公表したいと思っております。</p>
小野委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
岡座長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。特段、手は挙がっていないよ</p>

	<p>うです。</p> <p>それでは、修正が必要になるようなご意見等、委員の先生方からはございませんでしたので、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の改定案につきましては、事務局提案の通り、本ワーキングとして了承したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>それでは特段、ご異議ないというところでございますので、事務局提案の通り、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針を了承致しました。ありがとうございます。</p>
(2) 熱中症による死亡者数について	
岡座長	<p>それでは、続きまして、2つ目の議題に移らせていただければと思います。2つ目、熱中症による死亡者数について、に移りたいと思います。環境省からご説明のほど、よろしく願いいたします。</p>
環境省（高田）	<p>資料3をご説明させていただきます。</p> <p>熱中症による死亡者数は毎年、厚生労働省の方から人口動態統計が出ておりますが、令和6年度に関して今年度も9月に公表がされました。現状では、2月において令和7年度の概数が出てきましたので、こちらのご紹介をしたいと思います。こちらの表を図で示しました。令和7年度においては、気象庁において1898年の統計開始以来、最も暑い夏であったと言われております。また、その次に暑かったのは、令和5年と6年が並んで暑かった、となっております。現在、令和7年度の概数においては1,521名ということで、令和5年と6年よりは少し減っております。数多くの皆様のご協力のおかげと思っておりますが、現状ではこの概数しか出ておりませんので、今回は、令和6年度9月に公表されました年齢別と都道府県別の方をお示ししたいと思います。令和6年度は2,000人を超える死亡者数が出ております。年齢別を見ましても、すべての年代において、令和6年のオレンジ色のところが高くなっています。また、都道府県別ですが、こちらを見るにあたっては、やはりその年暑かったということはかなり影響があると思っておりますので、熱中症警戒情報の発表回数を4ページで示しております。令和5年度が緑色になります。この時には北海道、東北、北陸の発表回数が多かった、また、初めて府県予報区すべてで熱中症警戒情報の発表があったという年になっております。また、令和6年度はオレンジ色で示しているところになりますが、東海から西は熱中症警戒情報の発表回数が例年よりも多かったという年になっております。こちらを見ました後に、5ページの熱中症による死亡者数を見ますと、人口の多い都市の数が大きくなります。次の6ページでは人口10万人当たりの熱中症による死亡者数を示しています。緑色が令和5年になります。これまで熱中症警戒情報が出ていなかった北海道や東北において、死亡者数が少し多く出ています。また、オレンジ色に関しては、東海から西が高くなっているというところになります。6ページを熱中症警戒情報の発表回数と合わせたものが7ページになります。ピンクの点のところは、令和5年の発表回数になっております。例年よりも発表回数が多かった北海道、東北は少し死亡者数が多い、そして令和6年は熱中</p>

	<p>症警戒情報の発表回数が多かった東海から西は死亡者数が多いという点は見えてとれます。現状では、公表されているデータがこちらだけになりますので、今回はこのような結果であったという紹介だけになります。令和7年度概数が出てまいりましたので、少しお示ししたというところになっております。このデータしかないのですが、これ以上の理由等は分からないのですが、以上になります。</p>
岡座長	<p>ご説明ありがとうございました。熱中症による死亡者数の推移についてご説明いただきました。それでは、ただいまの環境省のご説明について、委員の先生方から何かご質問、ご意見等はございますか。</p>
小野委員	<p>小野です。よろしいでしょうか。</p>
岡座長	<p>小野委員、お願いいたします。</p>
小野委員	<p>細かいところですが、4ページに府県予報区ごとの表示されているのですが、都道府県の並び方が違うのですよね。北陸、千葉県などの順番がそれ以降ページの順番と違っていています。府県予報区の方の発表単位との関係もあるかもしれませんが、揃えることは難しいのでしょうか。何かこういう使い方をしなければいけないのでしょうか。</p>
環境省（高田）	<p>ご意見ありがとうございます。こちらの死亡者数は厚生労働省のデータの順番にしたので、熱中症警戒情報等で示している府県予報区等の順番に変更することは可能です。</p>
小野委員	<p>例えば頭の方でも青森、秋田、岩手になっているのですが、通常は青森、岩手、宮城、秋田、山形というような形になるかと思うので、順番を改訂してもよいのであれば、同じ形に揃えた方がよいと思いました。</p> <p>もう一点、4ページのところだけ頭にコメントがついており、それ以降のページで、コメントが特にない状況です。7ページの死亡のデータについても、簡単なところで概数などは必要ないのでしょうか。</p>
環境省（高田）	<p>ありがとうございます。今のご質問は、どこの部分になりますでしょうか。</p>
小野委員	<p>例えば、6ページでは数字は出ていますが、4ページのように令和5年度と令和6年度との比較について特に触れる必要はないのでしょうか。</p> <p>令和5年度と令和6年度で比べると、やはり死亡の方も令和5年度の方は東北・北陸、令和6年度の方は関東から西の方といった、熱中症警戒情報と同様の傾向が出ています。4ページのところだけコメントがあって、6ページのところがないのは気になりました。</p>
環境省（高田）	<p>ありがとうございます。理解ができました。</p>
環境省（小笠原）	<p>環境省熱中症対策室の総括補佐の小笠原でございます。ご指摘の通り、今回コメントを掲載したのは4ページ目のスライドのみであり、他のスライドには記載しておりませんでした。今ご意見いただいた通り、死亡者数に関するスライドについても、どのような傾向が見られるかということをしつかり分析していくことは、重要だと考えておりますので、本日、委員の先生方にいただいたご意見を踏まえ、引き続き事務</p>

	局としても検討を進めてまいりたいと考えてございます。
小野委員	ありがとうございます。
環境省（高田）	4ページに関しましては、実は前回のワーキング・グループの時にこのコメントを書いていたので、それを転記しました。
小野委員	どちらかに揃える形でお任せします。
岡座長	ありがとうございました。それでは引き続き神田委員お願いいたします。
神田委員	<p>神田でございます。どうもありがとうございます。非常に貴重な情報提供、ありがとうございます。このスライド自体は、非常によくまとめていただいて、問題提起するものではないのですが、これからの提案、ご意向を確認したく、発言させていただきます。</p> <p>まず、令和7年は、まだ概数ということで計算されてないのかなとは思いますが、今年度については、いわゆる熱中症警戒情報と、10万人当たりの死亡者数との関連はあったのか、なかったのかがもし分かればお願いします。熱中症警戒情報がどこで多かったのかとかいうのも、もし把握されているようであれば教えていただきたいと考えております。</p> <p>また、このグループは登内委員はじめ、気象の専門の先生方もいらっしゃるのですが、こういう形で、熱中症警戒情報の回数が増えれば、単位当たりの死亡者数が増えるというような実際の臨床の関係が見えるのであれば、今年はどここの地区がまずい等のことが言えるのか、予想可能なのかというのを、ぜひディスカッションしていただければと思っております。</p> <p>以上、昨年のデータについてと、予想可能なのかどうかについて、ご意見、ご指導いただければと思います。以上です。</p>
岡座長	それでは、環境省お願いいたします。
環境省（高田）	ご意見ありがとうございました。こちら、令和7年度においては、例えば都道府県別のデータはまだ公表されておらず、公表は来年度の9月頃になるかと思っておりますが、現状では全体の概数しかないところを承っております。熱中症警戒情報に関しましては、令和7年度は過去一番で発表回数が多かったということがございますので、神田委員がおっしゃるように、熱中症警戒情報の回数が一番多い中で死亡数を少し抑えていただいたところが見えたという点だけになっております。私からは以上です。
岡座長	それでは2つ目につきましては、登内委員、その可能性について、言及いただくことは可能でしょうか。
登内委員	ご案内ありがとうございます。登内です。先ほど神田委員のコメントのとおり、年によって暑くなる地域は異なります。令和5年が北日本、令和6年が西日本で暑く、環境省さんの説明にあったように、夏の最高気温が過去最高になるなど、全国的に今年も暑かったのですが、地域的には、令和7年も北日本が結構暑く、日高などでも高温となりました。

	<p>搬送者については疫学の話なので、岡委員、小野委員の方が詳しいと思うのですが、一般的な傾向とすると、特に北日本など、いつもあまり暑くないところで非常に暑くなると、搬送者が他のところ比べてかなり増える傾向があり、反応度が高くなります。他の災害ともよく似ているのですが、最近にあまり暑さを経験していないところで暑くなると、非常に大きなインパクトがあり、普通よりも増えます。その意味では、北日本は今年も暑かったのですけれども、令和5年の方が今年よりも多分インパクトが大きかったのだらうと思います。西日本は毎年暑いので、暑さのインパクトは、北日本に比べると弱く、北日本と西日本で、同じように熱中症警戒情報が出ても、西日本の方が搬送者数等は若干減る傾向になると思います。</p> <p>予測の可能性という話については、基本的に北の方でインパクトが大きいので、北日本や北陸などが、いつもの夏と比べて今年の夏がどうなるかは、非常に重要だと思います。関東から西はほぼ毎年暑いので、いつも警戒が必要になります。以前から梅雨明け後の暑さで、最も搬送者が多くなる傾向がありますが、最近は梅雨がかなり早く明けたり、梅雨入り前の5月や6月の中旬にかなり暑い時期があったり、その時期の搬送者の増加も見られます。もちろん梅雨明け後が一番危険なのですが、梅雨入り前の時期にも最近結構暑い日もありますので、そちらも注意が必要かなと思っています。少し定性的な印象で恐縮なのですが、以上になります。岡委員、小野委員の、ご意見いただければありがたいと思います。</p>
岡座長	登内委員、ありがとうございました。それでは、小野委員、もし追加ございましたら、お話いただければと思います。
小野委員	<p>登内委員のご指摘にもあったのですが、私自身、もう一つ考えていますのは、熱中症警戒情報が発表された時にどういう対応が取られているか。要するに、年間や夏期全体を通して、熱中症警戒情報の発表数の多い時と少ない時で比較するのももちろん大事だと思うのですが、熱中症警戒情報が発表されている日と、そうでない日での比較もやっぱり非常に大事になってくるかと思っています。ただし、死亡のデータについては、日別のデータ等は公表されていません。もちろん、厚労省は持っていますので、研究目的等で申請すれば、データを受け取ることができます。ですが、まず一つとしては、死亡とは異なりますが、救急搬送人員については都道府県別、日別等のデータが公表されております。熱中症警戒情報の発表された日の効果確認等については、死亡と合わせてそういったデータの活用もどうかと見ています。先ほど言いましたように、もちろん北日本の方と西日本の方で、通常平均気温がどれだけ暖かいかにより、同じようにWBGTが高い日が来たとしても、影響の現れ方はかなり違ってくるということで、北日本と西の方では対応は違う。さらにはそういった熱中症警戒情報が6月の終わり、7月の初めに出てくるのか、あるいはもう8月の中旬以降かというところも、分けて考えていく必要があると思います。以上です。</p>
岡座長	小野委員、ありがとうございました。それでは最後に私の方から少し追加で補足させていただきます。今、小野委員もおっしゃいました、効果については非常に重要な

	<p>テーマと考えています。世界でいろいろな熱中症、あるいは熱ストレスに関するアラートがございますが、効果はプラスに出たり、あるいはマイナスに出たりと、一貫した成果や効果は見られていないというのが文献や研究レベルでの状況かと思えます。日本の事例につきましては、現在、我々のグループも研究してございますが、こちらにつきましては、成果が確定次第、ご報告させていただければと思います。今回、熱中症死亡をメインに検討をしています。また、先ほど小野委員からもご指摘のございました熱中症救急搬送のデータもあります。効果にしろ、健康リスクにしろ、複数の健康アウトカムに基づいて、熱中症警戒情報の効果分析というのが重要と思ひ、この辺りはぜひ研究者として貢献させていただければと考えています。委員の先生方、ご意見ありがとうございました。</p>
小野委員	もう一点だけよろしいでしょうか。
岡座長	小野委員お願いいたします。
小野委員	<p>熱中症警戒情報の発表の効果のお話がありましたが、熱中症警戒情報の発表はもちろんホームページ等で公表される、あるいは、環境省から都道府県、あるいは都道府県から各自治体等へ発表情報が流される、メール配信に登録している方にはメール配信されるという方法があります。やはりもう一つ大きいのは、ニュース等です。マスコミ等でこういったものがどれだけ取り上げられているのか、そういった点もやはり効果のところはかなり効いてくるのではないかと思います。</p> <p>環境省熱中症予防情報のサイトだけという形ではなく、やはり様々な形で活用されるという点は非常に効果が大きいと思ひます。熱中症警戒情報の発表がどれだけ放送されたのか。あるいは、自治体なら自治体で、住民に対してどういった情報の提供はされているか。そういった点も、ぜひ情報収集した上で、効果判定に使っていただければと思います。</p>
岡座長	貴重なコメントありがとうございます。今の熱中症警戒情報の提供に係るボリュームについて、もし環境省さんの方で何か定量的な情報あれば、補足いただければと思います。いかがでしょうか。
環境省(小笠原)	<p>小野委員、ありがとうございます。環境省の小笠原でございます。今いただいたコメントは、熱中症警戒情報の提供に係るボリューム、またその活用方法も含め、熱中症警戒情報がどのような形で皆さんの行動に影響を与えているかについても分析する必要があるのでないかというご指摘だったと理解しています。おっしゃる通り熱中症警戒情報の影響については、熱中症予防情報サイトだけではなく、メディアの皆さまに報道していただいた効果もあるかと思っております。今ご指摘いただいた点も含め、今後、熱中症警戒情報の効果、あるいはそのあり方についても、先生方のご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
環境省(高田)	<p>ありがとうございます。令和6年度に比べて、令和7年度は1億7,000万ビューということで、皆さま、熱中症予防情報サイトから情報提供をしていただいています。引き続き情報提供を進めてまいりたいと思っております。</p>

岡座長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。資料3につきまして、特段意見はないようですので、改めて本日の議論全体を通じて、ご質問、ご意見等はいかがでしょうか。</p> <p>茨城県 中村委員、お願いいたします。</p>
中村委員	<p>茨城県でございます。環境省の皆様、ご説明等をありがとうございました。</p> <p>全体の中で自治体の立場からということでお話をさせていただきます。先ほど熱中症警戒情報発表時の情報提供のあり方といった議論がございました。</p> <p>今現在、熱中症警戒情報の場合ですと、気象庁のシステムを使った形で情報の伝達となされるというところがございます。我々もそういった状況の中での、注意喚起もしているところでございます。最初に指針の見直しの中で、いわゆる暑さ指数によらずして、熱中症特別警戒情報を発表するということが今回指針に盛り込まれたかと思えます。こちらにつきまして、通常、暑さ指数に基づいて熱中症特別警戒情報を発表する時間帯は、前日の14時ということになってございますが、このような発表される条件が新たに設けられたことに伴いまして、熱中症特別警戒情報の方はいわゆる気象庁のシステムではなくて、メールを使った周知ということで、我々都道府県から市町村にメールを送るといった形になります。ただ、やはり、1回目の時にもご意見として申し上げたのですけれども、こういう緊急事態になった時の伝達としては、やはり気象庁のシステムの方がより迅速かなと思えますので、ここは検討中と当初ご説明があったところでございますが、重ねて、引き続きご検討よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。</p>
岡座長	<p>環境省いかがでしょうか。</p>
環境省（高田）	<p>ご意見いただきありがとうございます。第2回のワーキング・グループでも、今後必要な対応課題、そしてその方針ということを示させていただきました。引き続き検討を続けております。今のご意見もいただきましたので引き続き検討していきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
岡座長	<p>ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは追加のコメント、ご意見等もない状況でございますので、本日のご議論はこれで終了とさせていただきます。非常に多くのご意見いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、司会を事務局にお返しさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
環境省（富澤）	<p>岡座長、各委員の皆様、本日は、大変活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>座長からもご指示いただきましたとおり、熱中症による死亡者数については引き続き事務局で検討を行ってまいります。</p> <p>本日の議事録の作成に関しましては、委員の皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>当ワーキング・グループとしては、本日の会合が今年度最終回となりますので、審</p>

	議官の大井より、御挨拶申し上げます。
環境省（大井）	<p>委員の皆様には、今年度3回のワーキング・グループにおいて活発な御議論をいただき、本当にありがとうございました。活発なだけでなく、非常にスピーディに議論いただき、ありがとうございます。委員の皆様のおかげで、前回結論いただいた話ではありますが、熱中症特別警戒情報の発表にあたり参照しない地点など、難しい技術的な課題に道筋をつけることができたと考えております。誠にありがとうございます。</p> <p>来年度についてですが、1月26日に開催されました中央環境審議会 第55回環境保健部会におきまして、今後の熱中症対策の在り方について調査・審議をするために、熱中症対策小委員会を新設することとなりました。審議会にて議論する新たな場ができるということで、本ワーキング・グループや親検討会の在り方について、来年度以降はどうしていくかを事務局にて検討を進めているところです。方針が決まりましたら、また委員の皆さまにも報告をさせていただきます。</p> <p>引き続き、熱中症対策は重要な課題と思っておりますので、委員の皆さまにはご協力・ご指導をよろしくお願いできればと思っております。</p> <p>重ねまして、誠にありがとうございました。</p>
環境省（富澤）	<p>それでは、以上をもちまして、「令和7年度第3回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ」を終了いたします。</p> <p>なお、第9回熱中症対策推進検討会にてご議論いただいた内容を報告いたします。本日はお忙しい中、御参加・御出席いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>委員の皆様は、順次御退出をお願いいたします。</p> <p>環境省 YouTube LIVE につきましても、以上で終了させていただきます。</p> <p>本日の議事録については、後日環境省熱中症予防情報サイトにて公開いたします。</p> <p>なお、報道関係の皆様においては、本ワーキング・グループについての御質問がある場合は、本日17時めどでお受けいたしますので、報道発表に記載している環境省熱中症対策室の連絡先に御連絡ください。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>